

令和5年8月28日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

令和5年度(第74回)全国労働衛生週間に関する協力依頼について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課等から事務連絡がありました。

つきましては、別添の「令和5年度全国労働衛生週間実施要綱」を参照の上、貴管下の各学校長に周知及び指導するとともに、下記により労働衛生管理活動について一層の取組をお願いいたします。

記

- 1 令和5年度全国労働衛生週間の期間 令和5年10月1日(日)～10月7日(土)
※ 全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。
- 2 スローガン
「目指そうよ二刀流 こころとからだの健康職場」
- 3 実施内容例
 - (1) 労働衛生に関するスローガン、作文、写真、標語等の掲示
 - (2) 労働衛生に関する職員研修や行事等の実施
 - (3) 定期的に行っている衛生委員会の全国労働衛生週間期間中の位置付け
 - (4) 衛生委員会単独開催が困難な場合は、既存の会議等に引き続き開催するなどの工夫
 - (5) ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びその活用による職場環境改善の取組
 - (6) 厚生労働省、公立学校共済組合等のホームページを活用したストレスチェックの実施
 - (7) 改正労働安全衛生法(平成31年4月1日施行)、各市町村教育委員会で制定した上限方針等に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
 - (8) 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - (9) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の徹底
 - (10) 作業管理のための各種作業指針(高所作業における作業床の設置等)の周知徹底
 - (11) 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善
 - (12) 職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、風しん等)に関する理解と感染防止対策の推進
 - (13) 「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」による情報機器作業における労働衛生管理対策の推進
 - (14) 総括安全衛生管理者等による職場巡視
- 4 その他
 - (1) 学校の実情に応じ、準備期間及び週間における取組を決めて実施してください。
 - (2) 文部科学省作成の「学校における労働安全衛生管理体制の整備のために(第3版)」及び厚生労働省作成のリーフレット「はしごを使う前に/脚立を使う前に」「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」を参照の上、取組の充実、安全管理の徹底に努めてください。

問合せ先

担 当 : 健康教育係 松元

電 話 : 099-286-5316

F A X : 099-286-5671

e-mailアドレス e-kenkou@pref.kagoshima.lg.jp

写

事務連絡
令和5年8月22日

各都道府県・指定都市教育委員会
教職員人事主管課
労働安全衛生主管課

御中

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和5年度（第74回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働省においては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和25年以来全国労働衛生週間を主唱しております。本年度も「令和5年度全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、10月1日から同月7日までを本週間、9月1日から同月30日までを準備期間として、全国一斉に積極的な活動を実施することとしておりますので、各教育委員会におかれては、所管の学校における業務負担の状況等も踏まえ、適切に御対応いただくようお願いいたします。

公立学校等における労働安全衛生対策については、これまでも文部科学省では、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」を踏まえた学校における一層の労働安全衛生管理の充実等について（通知）」（平成31年3月29日付け30初健食第30号）や「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）」（令和5年3月29日付け4文科初第2777号）等により万全を期していただくようお願いしているところです。衛生管理者、衛生推進者や産業医の未選任、衛生委員会や面接指導体制の未整備等は、労働安全衛生法等に違反するものであることにも留意し、一層の取組の充実を努めていただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、このことを周知されるようお願いいたします。

【本件連絡先】

- 労働安全衛生管理体制の整備について
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課企画調整係
電話：03（6734）4950（直通）
- 教職員のメンタルヘルス等について
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育公務員係
電話：03（6734）2588（直通）